2012年8月9日 (平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること 及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2012年7月20日付けで諮問(第509号)された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を 省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、市民窓口センターで保有する住民基本台帳カード交付申請書等の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課司法警察

員に住民基本台帳カード交付申請書等の情報を目的外に提供することについて,条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 住民基本台帳カード交付申請書等情報を目的外に提供することについて ア 目的外に提供する個人情報

住民基本台帳カードの交付の有無, 交付している場合は, 次の事項

(ア) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書の閲覧及び複写

住所(電話番号含む)・フリガナ・氏名(申請印含む)・生年月日・ 性別・申請事由・希望する住基カードの様式・顔写真・住民票の写しの 自動交付サービス(暗証番号含む)・本人確認・公的確認・独自利用・ 文書照会・住民基本台帳カード受領欄記載氏名

- (イ) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書に貼られている顔写真の接写
- イ 目的外に提供する相手方

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課司法警察員

ウ目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第 2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また, 捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について警視庁生活安全部サイバー犯罪 対策課に問い合わせたところ,「捜査内容の詳細については回答できな いが,当署において捜査中の振り込め詐欺に使用されている通帳の作成 者となっており,作成時の身分証明書として住民基本台帳カードを利用 していることから住民基本台帳カードの交付申請書等を確認し,容疑の 裏付けを行う必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は,住民基本台帳カードの交付に関

する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。 よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘 案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が 犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査 の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人通知をしないことについて合理的理由があると認められるため, 当該通知を省略することとしたい。

- (4) 提出資料
 - ア 捜査関係事項照会書
 - イ 住民基本台帳カード交付・再交付申請書
 - ウ 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の振り込め詐欺に使用されている通帳の作成者となっており、作成時の身分証明書として住民基本台帳カードを利用していることから住民基本台帳カードの交付申請書等を確認し、容疑の裏付けを行う必要がある。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が住民基本台帳カードの交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について 個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらか じめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,実施機関では,本件の目的外提供は捜査のために行うものであり, 照会対象者が犯行に関与している可能性があるため,本人に通知した場合に は,当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略

する合理的理由があると認められる。

以 上